令和3年5月

大木町農業委員会総会

議 事 録

令和3年5月作成

令和3年5月大木町農業委員会 総会議事録

- 1. 開催日時 令和3年5月10日(月) 午後1時30分から午後2時15分まで
- 2. 開催場所 大木町役場 3階 大会議室
- 3. 総会構成員現在総数 18名
- 4. 出席委員 (18名)
 - 1番 荒巻 明子
 - 2番 山口 茂德
 - 3番 田中 良房
 - 5番 黒田 安利
 - 6番 松本 久吉
 - 7番 山縣 吉子
 - 8番 平木 俊博
 - 9番 北原 幸則
 - 10番 熊本 森行
 - 11番 松永 靜義
 - 12番 池口 活友
 - 13番 山城 都行
 - 14番 石橋 隆
 - 15番 牟田口 美智子
 - 17番 真辺 恵子
 - 18番 井手 正宏
 - 19番 眞崎 萬次(会長)
- 5. 欠席委員 (0名)
- 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 廣松 栄治

主 幹 鶴岡 寛士

書 記 北原 俊佑

7. 議事内容

- 1. 議事
 - 1)農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 2) 農地転用計画変更の申請について
 - 3) 農地法第5条第1項の許可申請について
 - 4) あっせん譲渡希望申込みについて
 - 5) 大木町農用地利用集積計画に決定について

8. 会議の概要

議長

定刻になりましたので、始めたいと思います。

連休明けには新型コロナ収束に向かうかなと思っておりましたが、 変異型が発生により、福岡県においては519名の感染者が発生して、緊急事態宣言が発出された状況でございます。大木町をはじめ、周辺市町も 多数の感染者が発生し、身近な危険性が感じられるわけでございます。委員の皆様方には6月の農繁期に向けて予防策に務められ、万全の体制を お願いしたいと思います。

それでは大木町農業委員会会議規則第6条の規定により、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会が成立したことを報告いたします。

では只今より、5月の農業委員会総会を開催いたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードに設定 されますようにお願いします。

本日の議事録署名人を(2番委員)山口委員(3番委員)田中良房委員 にお願いいたします。

それでは、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局

(朗読説明「省略」)

議長

事務局の朗読説明が終わりました。通知ではございますが、何か質疑がありましたらお願いします。

各委員

(意見なし)

議長

意見もないようですので質疑を終わります。議案第1号の通知を終わります。

次に、議案第2号「農地転用計画変更の申請について」ですが、議案第3号「農地法第5条第1項の許可申請について」も関連がありますので、 一括審議とします。

議案第2号及び議案第3号の整理番号1番を議題といたします。 事務局の朗読説明を求めます。

事務局

(朗読説明「省略」)

議長

事務局の朗読が終わりました。現地調査の結果について、現地調査委員の田中良房委員の意見をお願いします。

田中良房委員

現地調査を6日の9時から山口委員さんと事務局と3名でおこないました。

現況は分筆をされて整地をされているという状況でございます。

今説明がありましたように、前任の農業委員会で承認をしていた事案で ございます。

事務局から言われましたように、今後においてはこの計画を承認するかどうかはご審議いただきたいと思いますが、駅のそばの非常に立地のいい場所ですので、承認していただき、速やかに施工をして頂きたいというのが私の意見でございます。

審議の程よろしくお願いいたします。

議長

続きまして、地元委員の井手副会長の意見をお願いします。

井手副会長

先ほどから事務局より丁寧な説明がありましたので、皆さんお分かりいただいたと思いますが、私も4月19日に株式会社○○の職員より説明を受けました。

当初の計画からほとんど変わりないという事で、私は何の問題もないと思います。農業委員会にはあまり関係ないかなと思いましたが、県より農業委員会の意見を入れてくれということですので、私は前と計画がほとんど変わっておらず、工事も先ほど田中委員が言われた通りきれいになっておりますので、これから住宅が建つと思います。計画通りいっておりますので、何ら問題ないと思います。

議長

現地調査委員並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。 質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

松永委員

はい。

議長

はい。松永委員。

松永委員

整理番号1番の事業変更後の事業主の地目が宅地になっていますが住 宅が建っていなくても今は宅地に地目変更できるのですか?

以前は家が建たなければ登記を宅地にできなかったと思いますが、最 近は宅地にできるようになっていれば問題ありませんが、それをお聞かせ ください。

議長

事務局お願いします。

事務局

松永委員のおっしゃるとおり、今でも建ち家までやった後で現況証明を つけて登記変更するようにと、県の方からもお知らせされているところで ございます。

ただ、実際造成が終わって農地性がなくなった場合、登記官によっては 宅地に変更している場合が一部あるように捉えています。

農業委員会事務局としては、必ず基礎を打って建ち家が終わってから登記を変えてほしいとお願いしているところですが、法務局の方で宅地に登記上は変わってしまって、この申請については出てきているところでございます。

松永委員

はい。

議長

はい。松永委員。

松永委員

宅地になっているなら、もう委員会にかける必要はないのではないですか? ただ計画変更について事業が遅れているという書類だけで、後は何もする必要はないのではと私は思いますが。

議長

はい。事務局お願いします。

事務局

こちらについては、私の方も実際登記まで終わっているというところで、 許認可権を持っている県農林事務所と何回か協議をしております。

県の見解としましては、やはり事前に県の変更をちゃんとおこなってからするべきものだったということで、原則どおり徹底したいということです。それを安易に町の農業委員会の総会にもかけずにそのまま追認するというのは、今後別の申請があったときにも、正規の手続きを踏んで計画変更並びに5条申請をきちんとやるべきということです。確かに宅地で所有権移転まで終わっている状況ですけども、手順前後している部分については、町と県としてはきちんと審議して、承認を受けてから上げていくということを徹底したいという事であがってきているところでございます。

議長

よろしいですか?

他にご意見はありませんか?

牟田口委員

はい。

議長

はい。牟田口委員。

牟田口委員

はい。詳しくはよく分かりませんが、こういうことが前例になるということはないのですか?

農林事務所の責任で終わっているということですか?もう終わっているという事で、町の農業委員会が承認をするということですか?

それから、鶴岡主幹が変更理由を3つ述べられましたが、もう一度3番目の部分をはっきり教えてください。

議長

はい、事務局お願いします。

事務局

まず理由書の3番目ですが、簡単に言うと今後の転用の考え方をどうしていきますかということなのですが、今後は○○工務店に計画変更されますので、事業主が変更になったので事業主に速やかに着工してもらいたいということを、○○がお願いするという確認の理由書になります。

○○は第3者に譲った立場となっていますが、当初は自分でやるという 計画でしたので、事業継承し、次へバトンタッチしたとしても速やかにし てほしいと促してもらっているというのが主旨となります。

責任等の判断の部分ですが、4条と5条の許可申請については、県知事 案件になり、許可書を出す基準でいけば農林事務所が出しているので、こ れが例外的な事案で、大木町では何十年に一回ぐらいしかないと思います けど、今回認めたから今後もずっとこれでいいのかという意見については、 こういった理由書、いわゆる顛末書を入れることが今後あってはいけませ んよということで、今回は申請するようなかたちになったわけでございま す。

町の農業委員会は4条5条については、町の総会で周りの農地に関する農業上についての影響等を審議して農林事務所が許認可を行っています。

今回、周りの農業状況については確認しているのに再度審議する必要があるのかということだと思いますが、取付道路や一番最初の時と若干変わっている部分がありますので、そういった部分を再度審議し、県に進達するため、今回の総会議案としてあがっているところですので、よろしくお願いいたします。

議長

牟田口委員、いいでしょうか?

牟田口委員

はい。

それと、反対側の大溝駅の開発、駅をきれいにするような計画があった と思いますが、それとは全く関係なく、そっちを邪魔することもないとい うことですかね?

議長

はい、事務局

事務局

駅の前の開発となりますと、農地上の開発ではなく駅前の開発になりま すので、農業委員会の判断とは別になります。

再開発については、まちづくり課や建設水道課など町全体としての開発になるので、農業委員会の農地法に絡んだ判断とはまた別ということになります。

議長

牟田口委員、いいですか?

牟田口委員

はい。

井手副会長

はい。

議長

はい。井手副会長。

井手副会長

こういうのは、滅多にないことですが、こういう感じで許可が下りたが、〇〇工務店とかしっかりしたところだからみんな大丈夫と思っているが、牟田口委員がいうのは、実態が不透明で施工がきちんとしていない会社だったとしても、大丈夫なのかということでしょう?

それを心配してあるんですよ。これはここで議論することではないが、 そういう意見が出たというのは、県が悪いと思う。始末書くらいで許して はいけないと自分は思います。

議長

井手副会長、意見ということでいいですか?

井手副会長

そうです。でも、ちゃんと県に言わないといけないと思います。

議長

事務局も理解したと思います。他にございませんか?

意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。

議案第2号及び議案第3号の整理番号1番を承認することに賛成の方 は挙手願います。

各委員

(全員挙手)

議長

全員賛成と認め、議案第2号及び議案第3号の整理番号1番を承認することに決定いたします。

次に、議案第4号「あっせん譲受希望について」を議題とします。 事務局の朗読説明を求めます。

事務局

(朗読説明「省略」)

議長

事務局の朗読説明が終わりました。

あっせんの譲受希望者は、あっせん譲受等候補者名簿に登録しなければならないので、この申し込みが出ております。皆さんのご意見をお願いします。

松永委員

はい。

議長

はい。松永委員。

松永委員

耕作面積は64aでいいのですか?100a以上でなくていいのですか?

議長

はい。事務局。

事務局

あっせん基準の農業委員会が定める基準面積というのがありますが、その特例の中には、農地取得後に8100 ㎡以上になれば要件を満たすということになっています。今回○○さんについては、現在持ってあるのが64aですが、今度取得するのが2,497 ㎡ございますので、こちらの要件を満たすものと考えております。

松永委員

わかりました。

議長

他にありませんか?

井手副会長

はい。

議長

はい。井手副会長。

井手副会長

この方の職業はなんですか?

事務局

職業は、農業と伺っております。後ほど記入させていただきます。

井手副会長

では、これだけの面積で生計を立てていたということですか?

議長

はい。事務局

事務局

経営状況までは把握しておりませんが、おそらくそういうことかと思います。

議長

井手副会長、いいですか?

井手副会長

はい。

議長

他に意見はありませんか?

各委員

(意見なし)

議長

意見もないようですので質疑を終わります。採決いたします。 議案第4号を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員

(全員挙手)

議長

全員賛成と認め、議案第4号を承認することに決定いたします。 次に、議案第5号「大木町農用地利用集積計画の決定について」を議題 とします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局

(朗読説明「省略」)

議長

事務局の朗読説明が終わりました。 地元委員の石橋委員の意見をお願いします。

石橋委員

4月5日に買い手の○○さんが尋ねてこられました。先ほどあっせんを受けるというお話の方です。農地の購入を検討しているという相談がありました。対象の農地は買い手の方が耕作している農地に隣接しており、一体的に利用することができます。

農地の売買価格については、一反当り70万でお互い合意されてあり、 あっせんの標準価格を満たしている為、問題ないと考えております。

ご審議の程よろしくお願いします。

議長

地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

各委員

(意見なし)

議長

意見もないようですので質疑を終わります。採決いたします。 議案第5号を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員

(全員挙手)

議長

全員賛成と認め議案第5号を承認することを決定いたします。 以上をもちまして、今月の農業委員会総会を閉会いたします。 有難うございました。